

R8～R10限定 果樹放任園解消緊急対策事業

- 【事業内容】 放任園の樹木伐採、抜根、撤去、整地まで実施する経費の一部を助成します。
- 【交付要件】
- ・市内で果実を生産販売する3戸以上の農家で組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営等に関する規約が定められているもの。
(新たに団体を立ち上げる場合はご相談ください)
 - ・実施する園地の所有者、及び栽培者の同意を得ていること。
 - ・その他の詳細については、相談時にお知らせします。
- 【対象園地】
- ①横手市果樹産地協議会で放任園と認めた園地
 - ②放任園の樹木の伐採、抜根、撤去、整地まで行う園地
- 【補助対象】 人件費、機械器具等借上費、燃料費、処分料、業務委託費
- 【補助率】 1/2以内、上限60万円(千円未満切り捨て)
(詳細については、相談時にお知らせします。)
- 【申込締切】 令和8年5月29日(金)

※事前着工不可です。必ず事前に農林部農業振興課にご相談ください。

R8～R10限定 共同防除緊急体制強化事業

- 【事業内容】 共同防除組織等がSS、揚水、配水用設備を導入する経費の一部を助成します。
- 【交付要件】
- ・市内で果実を生産販売する3戸以上の農家で組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営等に関する規約が定められているもの。
(新たに団体を立ち上げる場合はご相談ください)
 - ・導入翌年度から5年間は共防組織を維持すること(毎年総会資料を提出)。
 - ・りんご、洋なし、ももの合計面積が概ね3ha以上あること。
ぶどうのみは、概ね2.4ha以上あること。
さくらんぼのみは、概ね1.5haあること。
- 【事業内容】
- ①キャビン付きSS【新車】補助率 1/3以内 上限300万円
 - ②キャビンなしSS【新車】補助率 1/3以内 上限100万円
 - ③揚水、配水用器具等の導入補助率 1/3以内 上限50万円
(井戸の掘削費用は対象外)
- ※SSは、原則1,000リッタータンクとしますが、団体で現在使用しているSSと同等の規格については認めることとします。
- 【申込締切】 令和8年5月29日(金)

※事前着工不可です。必ず事前に農林部農業振興課にご相談ください。

果樹等自然災害復旧対策事業(果樹薬剤助成)

- 【事業内容】 自然災害により被害を受けた果樹農家等に対し、経営支援策として果樹薬剤購入費の一部を助成します。
- 【対象者】 市内で果実を生産販売する個人及び共同防除組織等
- 【事業内容】 (対象薬剤の使用代金)×5%、または(樹種別の標準単価)×5%
どちらか少ないほうの額

※10月頃に詳細について通知発送予定です。

◆補助対象事業費はすべて税抜金額となります。

【問合せ先】 横手市 農林部 農業振興課 作物振興係
横手市旭川一丁目3-41 (県平鹿地域振興局庁舎3階)
電話: 0182-32-2113 FAX: 0182-32-4037

うらもあります。